

広域基盤整備計画調査実施要領

平成 11 年 3 月 19 日 11 構改 D 第 236 号
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日 2 農振第 3564 号

各地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 殿
北海道知事

(農林水産省) 農村振興局長

第 1 目的

我が国の食料生産力の確保を図るためには、国営かんがい排水事業等により基幹的農業水利施設が整備され、食料供給の中核的な役割を果たしている大規模かつ優良な農業地域を将来にわたり適切に維持・存続させることが必要不可欠であるが、そのためには、食料生産の最重要基盤としての農業水利施設の持続的な整備を図ることが重要である。

このため、水系や広域営農団地（広域営農団地育成対策要綱（昭和 46 年 6 月 10 日付け 46 農政第 2741 号農林事務次官依命通達）第 2 に規定する地域）を単位とした一定の農業地域を対象とし、国が基幹的農業水利施設を計画的かつ機動的に整備更新するための広域基盤整備計画（以下「計画」という。）を決定するための広域基盤整備計画調査（以下「調査」という。）を実施するものである。

第 2 適用

広域基盤整備計画調査の実施については、国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通達（以下「要綱」という。））に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 3 対象地域の要件

要綱第 3 の農村振興局長が別に定める要件とは、以下のすべての要件に合致する地域とする。

- 1 地域内に複数の国営土地改良事業地区（以下「国営地区」という。）を有し、基幹的農業水利施設、ほ場整備等により整備された生産基盤、広域農道等の流通基盤、農業近代化施設等が重点的に整備されてきた総合生産力を有する優良な広域の農業地域（以下「広域農業地域」という。）であること。
- 2 広域農業地域は、以下の条件のすべてを満たす大規模な農業地域であること。
 - (1) 同一の水系又は広域営農団地を単位としたまとまりを有していること。
 - (2) 当該地域内に存在する全ての国営地区の総受益面積が、原則として、水田にあっては概ね 10,000ha 以上、畑にあっては概ね 5,000ha 以上であること。
 - (3) 農地整備率（水田にあってはほ場整備率を、畑にあっては農道整備率を用いる。）を用いて算定される都道府県別の農地整備指標が、概ね 1.0 以上であること。

$$\text{農地整備指標} = \frac{\text{地域内の国営地区の平均農地整備率}}{\text{都道府県別の平均農地整備率}}$$

- 3 第 4 に規定する広域基盤確立推進協議会の設立が確実であること。

第4 広域基盤確立推進協議会

- 1 広域基盤確立推進協議会は、農業水利施設の円滑な整備更新のための計画案の策定のための調整を行うとともに、計画案の策定に当たって、水田及び畑の地目の状況に応じ、水資源の効率的活用のための地区間連携、農産物価格または出荷量の安定化のための産地間連携等の推進を行うことを目的として設立する。
- 2 広域基盤確立推進協議会は、市町村、土地改良区及び1の目的に必要な団体により構成する。

第5 調査対象地区の上申

地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長」という。）は、別記様式1により、広域基盤整備計画調査上申書（以下「上申書」という。）を、調査を開始しようとする前年の6月末日までに農林水産大臣に提出するものとする。

第6 調査対象地区の決定

農林水産大臣は、第5の規定により提出された上申書について審査を行い、対象地区が第3に規定する要件に適合し、かつ、国の予算の範囲内において本調査を実施することが適当であると認めるときは、当該年度より調査を実施すべき地区として決定の上、地方農政局長に通知するものとする。

第7 調査の実施

- 1 地方農政局長は、第6により調査対象地区の通知を受けたときは、当該地区に存する国営造成施設及び附帯県営施設について、別表に定める項目について調査を実施し、計画案を策定するものとする。
- 2 計画案の策定に当たっては広域基盤確立推進協議会、関係都道府県その他関係機関の意見を聴取し、必要な調整を図るものとする。

第8 計画の提出

地方農政局長は、第7の規定により策定した計画案を、調査の最終年度の3月末日までに農林水産大臣に提出するものとする。

第9 計画の決定

農林水産大臣は、第8の規定により提出された計画案について、基幹的水利施設の計画的かつ機動的な整備更新に資するものであると認められる場合は、計画を決定の上、地方農政局長に通知するものとする。

第10 計画の更新及び変更

- 1 計画を決定した場合には、データベース等を活用して施設の監視に関する情報を蓄積・共有・可視化することにより、当該計画の更新の必要性につき継続的に調査検討を行い、必要に応じて軽微な更新を行うものとする。
- 2 諸情勢の変化を踏まえ、決定した計画の見直しを行う必要が生じた場合には、第7から第9までに規定する手続に準じて、必要な計画の変更を行うことができるものとする。

第11 調査に要する経費の負担

調査に要する費用は全額国庫負担とする。

第12 調査の実績報告

地方農政局長は、第7の規定（第10の2の規定により準ずる場合を含む。）により調査を実施する場合には、調査の最終年度を除く毎年度の調査実績を、別に定めるところにより当該調査年度の翌年度の5月末日までに、農村振興局長に報告しなければならない。

第13 調査対象地域の上申の特例

平成26年度調査対象地域については、第5の規定にかかわらず、平成26年4月末日までに上申書を農林水産大臣に提出するものとする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

(別表) 広域基盤整備計画の内容

1. 地域の現状分析

<p>(1) 地区概要</p> <ul style="list-style-type: none">ア. 地区概要 (地区名、事業種、事業主体、関係市町村、受益面積)イ. 主要施設 (箇所数、延長)、事業工期
<p>(2) 地積及び整備率</p> <ul style="list-style-type: none">ア. 農地面積 (市町村、水田・畑・樹園地等)イ. 農地整備状況 (ほ場整備率、農道整備率)ウ. 農地整備関連事業 (ほ場整備、農道整備)
<p>(3) 水利用状況</p> <ul style="list-style-type: none">ア. 概要 (地区名、取水施設名、水利権水量、水利権主体、許可期間等)イ. 取水施設別取水実態
<p>(4) 施設管理状況</p> <ul style="list-style-type: none">ア. 施設別維持管理費及び労務 (賦役)イ. 維持管理の問題点
<p>(5) 食料供給能力</p> <ul style="list-style-type: none">ア. 農業生産量の推移調査 (市町村・作物別の生産量)

2. 長寿命化に配慮した更新整備計画の策定

(1) 農業水利施設概要（国及び付帯県営） 施設名・施設規模・完成年度・耐用年数・残存耐用年数等
(2) 施設機能診断 ア. 電気管理施設、ゲート等の金物等で部分的に改修を要する施設 イ. 耐用年数以外の要因による施設機能の低下 ウ. 管理・操作上の課題解決
(3) 施設別改修経費の概定 施設別の改修経費及び改修予定年度の概定
(4) 整備年次計画策定 長寿命化に配慮した施設の改修スケジュール及び施設群の改修事業実施方式の概定
(5) 事業効用概定 事業別効果項目の検討

3. 農業水利再編調整組織整備構想の策定

- | |
|-------------------------------|
| (1) 既存組織状況
(2) 水系連合組織構想の概定 |
|-------------------------------|

4. 水利用計画の概定

- | |
|---|
| (1) 広域水利用計画概定
(2) 渇水調整計画概定
(3) 農業用水再編構想概定 |
|---|

5. 総合機能強化計画の策定

- | |
|--|
| (1) 多面的機能増進のための方針の概定
(2) 施設の総合的な運用方針の概定 |
|--|

6. 環境・景観配慮基本方針の策定

農村環境・景観への配慮のための基本的な方針の概定

(様式1)

番 号
年月日

農林水産大臣 あて

地方農政局長
北海道にあつては国土交通省北海道開発局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

広域基盤整備計画調査上申書

年度より下記の地域において広域基盤整備計画調査を実施したいので、広域基盤整備計画調査実施要領第5の規定に基づき上申します。

記

1. 地域名
2. 調査予定期間 年～ 年 (ヶ年間)
3. 対象地域の概要

項 目	内 容
広域基盤整備計画調査の型	水系型：広域農業経済圏型
国営土地改良事業の完了地区数	
対象地域の面積	田 ha 畑 ha
農地整備指標	
広域基盤確立推進協議会の設立予定時期	年 月予定

4. 調査を実施する必要性